

開会（午前 11 時 00 分）

開会・開議

議長（久田良平）

ただいまから、平成 22 年第 3 回能登町議会臨時会を開会します。
ただいまの、出席議員数は、16 人で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（久田良平）

日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、3 番 市濱等君、4 番 小路政敏君を指名いたします。

会期の決定

議長（久田良平）

日程第 2「会期の決定」の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（久田良平）

日程第 3「諸般の報告」を行います。
地方自治法第 121 条の規定により、本臨時会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿と

して、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案第 63 号から議案第 65 号

議長（久田良平）

日程第 4 議案第 63 号「平成 22 年度能登町一般会計補正予算」から、日程第 6 議案第 65 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの以上 3 件を一括議題といたします。町長から、提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂 君。

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日、ここに平成 22 年第 3 回能登町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多用の折にもかかわらずご出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日提案いたしております、議案 3 件につきまして、ご説明いたします。

はじめに、議案第 63 号「平成 22 年度能登町一般会計補正予算（第 4 号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2, 266 万 2 千円を追加し、予算の総額を 139 億 9, 554 万円とするもので、本年 9 月 7 日から 8 日にかけて発生した「台風 9 号」による災害復旧費を追加したものであります。

歳出の主な内容は、11 款「災害復旧費」の「農林水産施設災害復旧費」において、農地災害 15 件、農業用施設災害 19 件、林道災害 4 件の災害復旧費を追加し、「公共土木施設災害復旧費」では、道路災害 4 件、河川災害 13 件の災害復旧費を追加いたしました。いずれも国の災害査定の完了を受けて早急に災害復旧工事を発注いたしたく、所要の事業費を追加いたしましたのでよろしくお願いいたします。

この財源として、歳出において財政調整基金への積立金を減額したほか、歳入において、「分担金及び負担金」「国庫支出金」、「県支出金」及び「町債」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、議案第 64 号及び議案第 65 号につきましては、去る 8 月 10 日の人事院勧告及び 10 月 15 日の石川県人事委員会の勧告を受けて、特別職及び一般職の給与条例の一部を改正するものです。我が国の経済情勢は、一昨年秋の世界的な金融危機を契機に大幅に悪化しましたが、輸出の改善や経済対策の効

果によって昨年夏以降持ち直してきています。

しかしながら、石川県内における民間の雇用・賃金情勢は、本年も厳しい状況が続いています。

地方公務員の給与は、国家公務員の給与に準拠することが適当とされていますが、国家公務員の給与法の改正については、去る１１月１日に閣議決定され、現在、第１７６回国会で審議が行われており、石川県においても、来る１１月３０日に給与条例の改正が見込まれています。

給与条例の改正は、その性質上専決処分によることなく、議会の慎重な審議を経た議決が必要なことに加えて、次期の期末・勤勉手当の支給基準日が１２月１日であることから、これに間に合わせるため、急きょ臨時議会を開催していただいたものであります。

議員各位におかれては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告の意義について、深いご理解を賜りますようお願いいたします。

はじめに、議案第６４号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。その内容は、期末手当を現行の年間支給月数３.１０月分から０.１５月分を引き下げ、２.９５月分とするものです。

これは、人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の国家公務員の改定が行われたので、それに準じて条例の改正を行うものであります。

次に、議案第６５号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、その主な内容につきましてご説明申し上げます。

本年の人事院勧告は、厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受けて、公務員と民間の給与比較において、月例給及び特別給のいずれも公務員が民間を上回っていたことから、月例給については、４０歳代以上を念頭に置いた給料表の引き下げ改定を行うことのほか、５０歳代後半層の一定の職員の給料については、一定率を乗じた額を減ずる、給与水準のマイナス改定が行われ、若年層の給与の引下げを行わないことにより、給与の伸びを全体的に緩やかにする給与カーブのフラット化が図られています。

また、賞与については、現行の年間支給月数を４.１５月分から０.２０月分を引き下げ、３.９５月分とするもので本年度については、１２月期の期末手当から差し引くことにしています。

月例給と賞与の同時引き下げは、２年連続であり、賞与の年間支給月数は、昭和３８年以来、４７年ぶりに４カ月割れとなるものです。

これらの一部改正により、職員の年間給与は、課長級で約１２万５千円の減少となる厳しい内容となっています。

なお、公務員と民間の給与は、４月の時点で比較し均衡を図ることとしてい

ることから、給与の引き下げにともなう調整については、附則で本年４月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分を本年１２月期の期末手当で調整する旨、規定しています。

また、給与の天引きについては、これまで職員の同意を得て、給与から法定外控除を行ってきましたが、法律に基づく以外のものは、給与条例に規定する必要が生じたので、第５条の給与条例で規定いたしましたので、宜しくお願いいたします。

以上、本臨時会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

委員会付託

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。お諮りします。

議案第 63 号から議案第 65 号までの以上 3 件については、委員会付託を省略し、全体審議といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号から議案第 65 号までの以上 3 件については、委員会付託を省略し、全体審議とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（久田良平）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（久田良平）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決 議案第 63 号から議案第 65 号

議長（久田良平）

これから議案第 63 号「平成 22 年度能登町一般会計補正予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。お諮りします。

議案第 63 号は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久田良平）

はい、ありがとうございました。

起立全員であります。よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第 65 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の 2 件を一括採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第 64 号及び議案第 65 号の 2 件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久田良平）

はい、ありがとうございました。

起立全員であります。よって、議案第 64 号及び議案第 65 号は、原案のとおり

り可決されました。

発議第6号

議長（久田良平）

日程第7 向峠茂人君ほか2名から提出された、発議第6号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。9番 向峠茂人君。

提案理由の説明

9番（向峠茂人）

ただいま、上程されました発議第6号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明をいたします。

この条例については、人事院勧告に基づき国家公務員の例に準じて行う、本町の常勤の特別職の職員及び一般職の職員の期末手当支給率の改定方針を受け、議会議員の期末手当支給率も改定すべく、次のとおり提案するものでございます。

本年12月期の期末手当支給率について、現行の100分の165ヶ月分を100分の150ヶ月分とし、また、来年度以降分についても6月期は100分の140ヶ月分に12月期は100分の155ヶ月分とするものです。

つきましては、議員各位におかれましてはご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

質 疑

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（久田良平）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決 発 議 第 6 号

議長（久田良平）

これから、発議第 6 号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

発議第 6 号は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久田良平）

はい、ありがとうございました。起立全員であります。

よって、発議第 6 号は、原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会に付議されました議件は全部終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成 22 年第 3 回能登町議会臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜り、提出しました案件をいずれも原案どおり可決していただきまして、誠にありがとうございます。本日可決いただきました補正予算の公共土木施設災害 17 件及び農林水産施設災害 38 件につきましては住民の生活に支障をきたしていることから、早急に復旧するよう努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援並び

に町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

閉議・閉会

議長（久田良平）

これをもちまして、平成 22 年第 3 回能登町議会臨時会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。

（午前 11 時 20 分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 11 月 26 日

能登町議会議長 久 田 良 平

署 名 議 員 市 濱 等

署 名 議 員 小 路 政 敏